

第41回社会保障審議会生活保護基準部会	
令和3年11月18日	資料 1-4
第5回生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会	
令和2年10月23日	資料 4

「マーケットバスケット方式」による 諸外国の最低生活費の算出事例（概要）

- 本資料は、最低限度の生活を送るために必要な水準を検討するにあたって、「マーケットバスケット方式」により公的扶助の給付水準を算出している諸外国の事例を整理したもの。
- 各国における公的扶助の制度設計は様々であり、各制度の対象者や給付内容、公的扶助以外の社会保障制度の仕組みも異なることから、単純な比較にはなじまないことに留意する必要がある。

国内外の「マーケットバスケット方式」による最低生活費の算出事例の収集とその算出方法の分析一式（令和元年度）の概要

調査研究の目的

- 生活保護制度において過去採用されていた「マーケットバスケット方式」について、国内外の実践又は研究されている事例を収集し、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発に向けた検討の議論の基礎資料を得ることを目的とする。

調査研究の概要

1 事例収集の対象

国内：生活保護制度又は貧困研究に関する研究事例

諸外国：衣食・光熱水道費等日常生活に要する費用に関する現金給付の施策、最低生活費に関連した貧困研究又は社会保障施策に関する研究事例

※ドイツ、スウェーデン、チェコ、韓国を調査対象とした。

2 主な調査事項

- ① 研究又は施策におけるマーケットバスケットの対象とされている具体的品目
- ② ①の選定方法
- ③ 当該品目の購入に要する費用の換算方法（価格や数量の設定方法を含む。）
- ④ その他最低生活費の算出に関する事項
- ⑤ ①～④において使用されている統計調査名やその内容及び当該統計に関して指摘されている課題

3 調査手法

文献調査及びヒアリング調査

委託業者

- みずほ情報総研株式会社

※ 本資料は、上記の調査研究報告及びみずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託事業）、WIPジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）等に基づき、社会・援護局保護課において概要版として作成したものである。

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例①（ドイツ・その1）

1. 制度概要

- 低所得者を対象とした現金給付は求職者基礎保障と社会扶助から構成され、対象者によって異なる給付体系となっている。就労できる者とその家族は求職者基礎保障、就労できない者は社会扶助の対象となる。さらに社会扶助においては、一時的に就労できない者には生計扶助が、長期的に就労できない者及び65歳以上の高齢者には高齢・稼働能力減少時基礎保障が適用される（図表①-1）。
- 生計扶助の基準額が高齢・稼働能力減少時基礎保障および求職者基礎保障の金銭給付の算出基準にもなっているため、これらの給付水準は事実上同水準となる。

<図表①-1 ドイツにおける公的扶助の構成>



2. 生計扶助の給付水準

- 生計扶助において給付の基礎となる需要は、毎月の基準需要とその他の需要で構成される。基準需要は、食費、衣料費、光熱費（暖房と温水を除く）等の日常生活の個人的需要であり、住居・暖房費、障害者や妊婦など特別な需要がある者の追加需要、社会保険料等はその他の需要として認められる。
- 基準需要の具体的な給付水準は基準需要適用額として、6つの基準需要区分ごとに全国一律で設定される（図表①-2）。一方で、住居・暖房費は地域によって必要額が大きく異なるため、その他の需要として各地の社会事務所が定めている。
- 基準需要適用額は、5年に一度実施される所得消費抽出調査（EVS）の結果に基づいて基準需要定義法に規定され、EVSの新しい結果が発表された際には改めて基準需要適用額の算定を行うこととされている。直近では、2013年EVS特別集計に基づく2017年基準需要定義法、2018年EVS特別集計に基づく2020年基準需要定義法が制定されている。（※1）

<図表①-2 基準需要区分(RBS)に応じた基準需要適用額>

基準需要区分 (RBS)		基準需要適用額 (ユーロ)			
		2017年	2018年	2019年	2020年
RBS 1	家計を運営する成人	409	416	424	432
RBS 2	家計を共同で運営する夫婦等の各成人	368	374	382	389
RBS 3	施設に入居する成人（老人ホームや高齢者福祉施設など）	327	332	339	345
RBS 4	15歳以上18歳未満の子供	311	316	322	328
RBS 5	6歳以上14歳未満の子供	291	296	302	308
RBS 6	6歳未満の子供	236	240	245	250

※1 2017年基準需要定義法の次の改正法である2020年基準需要定義法が制定されるまでの間は、社会法典第12編第28条に基づき、連邦労働社会省が当年の基準需要適用額に調整値を加えて決め、翌年1月からの基準需要適用額決定に関する行政命令としての基準需要改正命令を9月頃に発出する。調整値には、社会法典第12編第28a条を根拠として、連邦統計局による前々年と前年の間における基準需要に関連するモノ・サービスの価格変動率及び被用者の手取り賃金上昇率が用いられ、これらは7:3の割合で混合される。2018年分の計算では、価格変動率1.3%、被用者の手取り賃金上昇率2.4%が用いられ、調整値は $(0.7 \times 1.3\%) + (0.3 \times 2.40\%) = 0.91\% + 0.72\% = 1.63\%$ となり、2017年の各基準需要区分の基準需要適用額に対して101.63%を求めた値を四捨五入した金額が2018年の基準需要適用額とされた。

※2 OECD購買力平価により換算 1ユーロ（ドイツ）=138円（2019年）

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例①（ドイツ・その2）

3. 2017年基準需要適用額の算出方法

(1) 概要

- 基準需要適用額は、ドイツの低所得世帯の生活水準に基づくべきという考えにより決定されている。低所得者世帯の生活水準の把握に当たっては、大規模な消費実態調査であるEVSの調査結果が参照されている。（※1、2）
- 2017年基準需要定義法では、2013年に実施したEVSの特別集計による成人単身世帯の下位15%と夫婦・子一人の家族世帯の下位20%を参照世帯とし、参照世帯の消費支出額の平均値を基準需要額決定の基礎としている。なお、循環参照を避ける目的で、参照世帯からは生計扶助、高齢・稼働能力減少時基礎保障、失業手当Ⅱの受給者がいる世帯が除外されている。
- EVSの特別集計における成人単身世帯の平均消費支出額は基準需要区分1（家計を運営する成人）の基準需要適用額の基礎となっており、区分2の基準需要適用額は区分1の90%、区分3の基準需要適用額は区分1の80%とされている。18歳未満の子供に当たる基準需要区分4～6の基準需要適用額は、それぞれの年齢区分に該当する子供の平均消費支出額が基礎となっている。（図表①-3）
- 基準需要適用額の算出に当たっては、EVSで把握されている12分野の消費支出が基本的には100%基準需要として認められている。ただし、アルコール飲料や外食費など最低生活には無関係と判断される費目は例外として基準需要から除かれている。
- また、2017年基準需要定義法第7条(2)においては、基準需要適用額の決定に当たり、EVSの調査結果に加えて国民経済計算における2013年1月から12月までの期間から2015年7月から2016年6月までの期間の物価および賃金の変動率を用いることとされている。したがって、例えば基準需要区分1の基準需要適用額は、2013年EVSに基づく成人単身世帯の平均消費支出額の合計額に103.46%を乗じた値（ $394.84 \times 103.46\% = 408.50$ ）を四捨五入した409ユーロとなる。

<図表①-3 2013年EVS特別集計に基づく参照世帯における消費支出額の平均値>

部門	個人消費支出分野	単身世帯 RBS1	6歳未満 RBS6	6歳以上14歳未満 RBS5	14歳以上18歳未満 RBS4
01/02	食料、飲料、たばこ	137.66	79.95	113.77	141.58
03	被服・靴	34.60	36.25	41.83	37.80
04	住宅、水光熱費、その他燃料	35.01	8.48	15.18	23.05
05	屋内用品、家具、家電	24.34	12.73	9.24	12.73
06	保健、衛生	15.00	7.21	7.07	7.52
07	交通・移動	32.90	25.79	26.49	13.28
08	郵便、通信	35.31	12.64	13.60	14.77
09	余暇、娯楽、文化	37.88	32.89	40.16	31.87
10	教育	1.01	0.68	0.50	0.22
11	旅行、外食	9.82	2.16	5.77	6.38
12	その他の物品およびサービス	31.31	9.30	9.03	11.61
	合計	394.84	228.08	281.64	300.81

※1 2010年の連邦憲法裁判所の違憲判決を受けて、2011年1月の基準需要適用額より算定・改定手続きが以下のように改められた。

- ①EVSの新しい全国結果が発表された際には、必ず基準額の新規算定を行う。
- ②各区分の基準需要は、EVSにおける低所得集団の消費支出に基づいて算定しなければならない。
- ③連邦労働社会省はEVSの特別集計（単身世帯と子供1人の夫婦世帯を必ず含む）を連邦統計庁に委託する
- ④参照世帯の割合は、統計上の目的に十分な標本数が確保されるように定めなければならない。
- ⑤参照世帯の消費支出のうち、最低生活の確保に必要なもののみを基準需要関連として考慮する。
- ⑥新規算定が行われない年には基準需要関連の物品・サービス価格の変動率と平均的被用者1人当たり平均手取り賃金の変動率を7:3の割合で評価した混合指標により改定を行う。

※2 2013年調査では人口の0.2%にあたる79,287世帯が調査対象となり、調査対象の世帯は3箇月間にわたって収入と支出を記録することを求められた。

※3 OECD購買力平価により換算 1ユーロ（ドイツ）=138円（2019年）

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例①（ドイツ・その3）

3. 2017年基準需要適用額の算出方法（続き）

（2）基準需要区分1の基準需要適用額の算出方法

○ 基準需要区分1（家計を運営する成人）の基準需要適用額の算出にあたり、EVSの集計結果から除かれている費目と根拠は以下のとおり。

①部門01/02（食料、飲料、たばこ）のうちアルコール飲料およびたばこ

- 食料品120.04ユーロと非アルコール飲料13.99ユーロは基本的な需要として全額計上する一方、アルコール飲料は健康を害する可能性があり、また最低生活には無関係との判断から基準需要には算入しない。
- しかし飲酒時にも水分摂取の役割が果たされるとの判断から、アルコール飲料中の水分については算入する。連邦統計局が示した計算に則りアルコール飲料中のアルコール分が11.9%であるため、これをもとに、アルコール飲料中の実際の水分量を割り出した上で、相当する量のミネラルウォーターを購入するために必要な金額3.63ユーロを基準需要と認めた。

申請番号	対象支出	参照世帯における平均月額支出（€）	基準需要との割合	基準需要関連支出（€）
1	食料品	120.04	100%	120.04
2	飲料	13.99	100%	13.99
3	アルコール飲料（ミネラルウォーターを通じて代替）	9.90	代替	3.63
合計	部門 01および02の基準需要関連の支出の総額			137.66

②部門04（住宅、水光熱費、その他燃料）のうち電気料金、修理費

- 住宅費（家賃支出）は、地域による水準差を考慮して個別に支給されるため基準需要とはみなされない。一方で、電気料金やメンテナンス・外観修理の費用は基準需要に関連するものとして認められる。
- なお、電気料金支出の算出のため、電気で暖房していない世帯のエネルギー費用について特別集計が実施され、電気料金支出は33.31ユーロと算定された。

申請番号	対象支出	参照世帯における平均月額支出（€）	基準需要との割合	基準需要関連支出（€）
13	電気（太陽光発電を含む）	34.21	換算	33.31
14	賃借人・転貸人の本宅、別宅および別荘の自己役務による維持補修のための支出	0.87	100%	0.87
15	所有者の自己役務（資材）による小規模な維持補修のための支出	/	換算	/
16	賃借人・転貸人の本宅、別宅および別荘の外部役務による維持補修のための支出	(0.47)	100%	(0.47)
17	所有者の外部役務（職人）による維持補修のための支出	/	換算	/
合計	部門 04に係る基準需要支出			35.01

③部門07（交通、移動）のうち自動車および域外への移動

- 基本的に乗用車およびオートバイの使用に関連する支出は基準需要に関連するものとして認められない。休暇旅行も同様であるため、航空機利用は基準需要とみなされない。
- 自転車ならびに鉄道交通の形態の公共交通機関を利用すると想定され、それに係る費用は認められている。
- 公共交通機関にかかる支出の算出においては、参照世帯の公共交通機関利用に係る費用に加え、当該世帯における自動車用燃料に係る支出額も考慮に入れ、費用を算定している。

申請番号	対象支出	参照世帯における平均月額支出（€）	基準需要との割合	基準需要関連支出（€）
41	自転車の購入あるいはリース	/	100%	/
42	自転車のアクセサリ、部品および補充交換部品	1.32	100%	1.32
43	保守・修理	1.16	100%	1.16
44	外部交通サービス（宿泊なし）—飛行機以外	20.77	換算	26.44
45	外部交通サービス（宿泊あり）—飛行機以外	2.49	換算	3.17
合計	部門 07に係る基準需要支出			32.90

※「/」と記されている欄は、当該数値が24世帯以下の回答に基づくものであり、情報保護およびクオリティの観点から数値が公表されないことを示している。各部門の合計では、「/」が付された欄の数値も考慮されるため、基準需要の計算にはすべての基準需要関連の項目が含まれている。

※ OECD購買力平価により換算 1ユーロ（ドイツ）=138円（2019年）

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例①（ドイツ・その4）

3. 2017年基準需要適用額の算出方法（続き）

④部門08（ニュース視聴、新聞購読）のうち通信サービス

- ・ 通信機器の購入および郵便・小包の送料に関する支出は全て基準需要関連支出と認められる。
- ・ また、固定電話とインターネット二重定額制料金のための世帯支出は考慮され、基準需要関連支出としては、当該支出のある世帯の平均月額支出（30.28）が計上される。

申請番号	対象支出	参照世帯における平均月額支出（€）	基準需要との割合	基準需要関連支出（€）
46	固定電話および携帯電話ならびにその他の通信機器の購入および修理	2.29	100 %	2.29
47	郵便・小包サービス、民間書状・小包配達サービス、手数料・報酬、運送費	2.74	100 %	2.74
48	通信サービス—固定電話・インターネット二重定額制料金(コンボパッケージ)	11.52	100 %	30.28
合計	部門 08に係る基準需要支出			35.31

⑤部門11（旅行、外食）のうち宅配サービス（ケータリング）および外食

- ・ 旅行、外食の消費支出は、基本的に基準需要に関連する支出とはみなされない。
- ・ しかし、宅配サービスや外食は自炊の代わりとなるものであり、そこで消費する食料品の「原価」は部門01/02の消費支出（基準需要に含まれる）とみなすべきである。連邦統計局によると、ケータリング業界の総利益率は65.9%、物品原価率は34.1%であるため、これらの品目にかかる消費支出の34.1%は基準需要として考慮される。

申請番号	対象支出	参照世帯における平均月額支出（€）	基準需要との割合	基準需要関連支出（€）
70	レストラン、カフェ、アイスクリームパラー、軽食堂、宅配サービスによる飲食	24.09	34.10%	8.21
71	食堂、学食での飲食	4.71	34.10%	1.61
合計	部門 11に係る基準需要支出			9.82

⑥部門12（その他の商品およびサービス）のうちその他サービス

- ・ 身分証明書の手数料28.80ユーロが基準需要関連支出として考慮される。

（身分証明書は10年有効のため、28.80ユーロ÷10年÷12ヶ月という計算がなされ、1月あたり0.25ユーロが基準需要関連支出に算入されると推測される。）

申請番号	対象支出	参照世帯における平均月額支出（€）	基準需要との割合	基準需要関連支出（€）
72	時計(修理を含む)	0.64	100%	0.64
73	その他のボディケアサービス	2.45	100%	2.45
74	男性用理髪サービス(チップ代を含む)	1.81	100%	1.81
75	女性用美容院サービス(チップ代を含む)	5.85	100%	5.85
76	ボディケア用電気製品(修理を含む)	(0.53)	100%	(0.53)
77	ボディケア用の非電気の耐久消費財	1.26	100%	1.26
78	トイレットペーパー、ペーパータオルその他の衛生用品	4.20	100%	4.20
79	ボディケア製品、フレグランス、美容製品	8.23	100%	8.23
80	金融サービス	1.93	100%	1.93
81	その他のサービス	3.19	身分証明書のみ	0.25
82	各種団体の会費・党費など	4.16	100%	4.16
合計	部門12に係る基準需要支出			31.31

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例②（スウェーデン・その1）

1. 制度概要

- スウェーデンでは、低所得者層を対象とした公的扶助として社会扶助が整備されている。社会扶助は基本的には18歳から64歳の者が対象とされており、利用できる他の全ての支援手段を活用し積極的に就労することを義務とした上で、収入と資産を評価した後に給付が行われる。
- 社会扶助は、国が基準額を示す全国標準とそれ以外の給付から構成される。（図表②-1）

<図表②-1 社会扶助の概要>

	給付内容	概要
全国標準	食費、衣服/履物、遊び/レジャー、消耗品、衛生用品、子ども・若者向けの保険、日刊新聞、電話代、テレビ加入料	消費者庁が示す「合理的な生活費」に基づき、保健福祉庁が全国標準額を示した上で、各コミューンが給付額を決定する。
全国標準に含まれていない合理的な費用	住居費、電気代、通勤交通費等	個々の申請者に発生した実費が支給される。コミューンの裁量により、給付額が決定、支給される。
その他の一時的・臨時的な費用	引っ越し費用、葬儀費用等	受給者の個別の状況に応じて支給される。コミューンの裁量により、給付額が決定、支給される。

2. 社会扶助の給付水準

- 社会扶助のうち全国標準の給付水準（全国標準額）は、保健福祉庁の国立保健福祉委員会が社会サービス規則として発出しており、1998年以降毎年見直しが行われている。（図表②-2）
- 全国標準額は、消費者庁がマーケットバスケット方式により算出する「合理的な生活費」を基に、自治体経済や政治的考慮を踏まえて全体的な評価をした上で決定される。
- また、基礎自治体であるコミューンは必要に応じて全国標準額より高い水準又は低い水準の給付を行う場合がある。（※1）

<図表②-2 全国標準額（単位：スウェーデン・クローナ/月）>

家族形態	個人単位の扶助		
	2018	2019	2020
単身	3030	3090	3150
同居あり	5460	5570	5680
1歳未満の子ども	2090 (1960)	2130 (2000)	2170 (2040)
1~2歳	2330 (2150)	2380 (2190)	2430 (2230)
3歳	2080 (1900)	2120 (1940)	2160 (1980)
4~6歳	2330 (2080)	2380 (2120)	2430 (2160)
7~10歳	2930	2990	3050
11~14歳	3370	3440	3510
15~18歳	3800	3880	3950
19~20歳	3830	3910	3980

※括弧内の数字は、子供が学校給食を食べている等の理由で週5日昼食なしに該当する場合。

世帯人数	世帯単位の扶助		
	2018	2019	2020
1人	970	990	1010
2人	1080	1100	1120
3人	1350	1380	1410
4人	1540	1570	1600
5人	1770	1810	1850
6人	2010	2050	2090
7人	2180	2220	2260

（2020年の全国標準額の例）

一世帯あたりの全国標準額は、個人単位の扶助の合計と世帯単位の扶助を足した額となる。

・単身世帯 3150クローナ+1010クローナ=4160クローナ

・1歳未満の子供と3歳の子供がいる夫婦 5680+2170+2160+1600=11610クローナ

※1 以下に該当する場合は、全国標準額よりも高い水準の給付を行うことがある。

- ・医学的理由により、より高額な食事を必要としている場合。
- ・障害またはその他の理由により、他人との接触を維持したり、社会生活に参加したりすることが困難である場合。
- ・家庭内暴力や虐待、またはその他の犯罪の被害者である、あるいは被害者であったため一時的に高額の費用（食料、衣類、靴、電話代等）を要する場合。

また、以下に該当する場合は、全国標準額よりも低い水準の給付を行うことがある。

- ・緊急事態にあり、一時的な経済的支援のみが必要な場合。
- ・国の標準に含まれる品目に特定の費用がない、または実際の費用が国の標準より低い場合。

※2 OECD購買力平価により換算 1クローナ（スウェーデン）=12円（2019年）

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例②（スウェーデン・その2）

3. 合理的生活費の算出方法

(1) 概要

- 合理的生活費とは、最低レベルでも贅沢レベルでもなく、スウェーデンの通常の日常生活に必要な物にかかる費用を対象としており、以下のことが可能でなければならないと示されている。（図表②-3）
 - ・ 栄養のある物を食べて満足する
 - ・ 天候や状況に応じた服装をする
 - ・ 住居を清潔に保ち整頓する
 - ・ 休息を取り、余暇に活用できる家具や道具を持つ
 - ・ ときにはレジャーに没頭できる
 - ・ 本や新聞を読み、テレビを観る
- 合理的生活費の算出にあたり、消費者庁は価格調査及び品目別の消費調査を行い、品目や年齢別の消費リストを作成している。
- 消費リストには、各製品の使用耐年数及び消費量（必要数）に加えて、製品の型式や材料、購入場所、パッケージのサイズ、パッケージごとの購入価格などの情報も記載されている。

<図表②-3 消費者庁調査のマーケットバスケットに含まれる品目（2018年）>

分類	品目の例
食費	年齢層別に30日間における必要な熱量及び栄養素を一日三食で摂取することを想定。一日2～3回のおやつ、お祭りに出かける際の外食、日夜のコーヒー代も勘案
衣服及び靴	スポーツを含む日常生活用の衣服、外出用のおしゃれ着、バッグ、腕時計、財布、傘、学童のバックパック等 ※衣服は週1回洗濯することを想定し、クリーニングに出すことは想定になく、衣服等を自宅で縫製することも想定にない
余暇	日常の余暇活動、おもちゃ、書籍、雑誌、スキー、自転車、クラブ会費、プール利用費、ゲーム等
携帯電話	大手2社のプリペイド式携帯電話料金を参考
衛生費	石鹸、歯磨き、スキンケア、おむつ、理髪代、髭剃り、成人のデンタルチェック等
若年層の保険料	医療及び事故等による傷害の費用を保障する大手民間保険会社2社の保険料。 ※主要な保険会社2社による若年層向け保険金支払金額が統計庁による毎年の物価基礎額に対して30倍となる保険契約を想定して算出
日常消耗品	家庭用洗剤、洗濯洗剤、トイレットペーパー、キッチンタオル、ナプキン、電球等
生活什器	家具、キッチン用品、テレビ、パソコン等生活に最低限必要の什器をリーズナブルな価格で購入可能な店舗で購入し、賃貸公営住宅の1室に置くことを想定。 ※冷蔵庫、食器洗い機、洗濯機は賃貸物件に予め備わっているものとして含まず
通信費	ブロードバンド、固定電話、公共放送受信料、新聞代、テレビ番組視聴登録料等 ※ 公共放送受信料は2019年1日1日より税方式に移行
住宅保険料	居住地の人口別に大都市（人口20万人～）、中都市（5～20万人）、小都市（～5万人）に分け、世帯人数別に最低必要な寝室数及び合計床面積を規定して算出

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例②（スウェーデン・その3）

3. 合理的生活費の算出方法（続き）

（2）品目別の消費リストの例

①食費

- 食費は国家食品局の栄養勧告条件を満たす30日間の食糧計画に基づいている。
- 各家庭には家事に割く時間が限られているため、パンや菓子パンはすべて購入し、手作りの料理に加えて調理済み食品や半調理済み食品も食することを仮定している。
- アルコール飲料に関しては、少量の低アルコールビールしか含まれない。一方、野菜や果物は通常よりもかなり多い。
- また、外食費は含まれず、客を接待することや客として招待された場合の費用は考慮されていない。

<食費：メニュー例> ※実際には4週間と2日分のメニューが決められる。

月曜日	朝食	ジャム・ミルク入りオートミール、チーズサンド、コーヒー/紅茶
	おやつ	果物
	昼食	ネギとじゃがいものスープとチーズサンド
	おやつ	サンドイッチ、ミルク入りコーヒー/紅茶
	夕食	フェタチーズ入り野菜パテ、トマト、食べ物、小麦
火曜日	朝食	ジャム・ミルク入りオートミール、チーズサンド、コーヒー/紅茶
	おやつ	果物
	昼食	魚フライ、ポテト、レモレードソース
	おやつ	サンドイッチ、ミルク入りコーヒー/紅茶
	夕食	マカロニ煮込み、赤身ソーセージ、グリーンピース
おやつ	果物、ミルク入りコーヒー/紅茶	

②衣服及び靴

年齢別に、下記のような消費リストが作成されている。

<18歳～25歳女性の例>

名称	コード	カテゴリー	月	サイズ	説明
タイツ、厚手	10037	服飾と履物	9月	34-44	40-50 デニール
シャツ/ブラウス、長袖	10040	服飾と履物	9月	S,M,L	コットン/化繊
Tシャツ、長袖	10041	服飾と履物	9月	S,M,L	コットン
ドレス、冬物	10074	服飾と履物	9月	S,M,L	長袖
ハット、冬物	10075	服飾と履物	9月	one size vuxen	ウール/化繊
腕時計	10081	服飾と履物	5月		アナログ、針、クォーツ、電池、取り換え可能のバンド
靴、サンダル	10082	服飾と履物	5月	38-45	クッション底、足のアーチ支持、アジャスタブルストラップ

③衛生用品

年齢別に、下記のような消費リストが作成されている。

7～10歳の小児		2007～2008年のスウェーデン消費庁による価格設定 (単位：スウェーデン・クローナ)							年間費用	月額費用
商品数	合計	1677.47	1592.82	132.73						
商品サービス	説明	購入場所	使用数	必要数	パッケージ	価格/包	支出額	年間費用	月額費用	
コットン	1パック	Apotek	1	50	100	21.00	10.50	10.50	0.88	
リップクリーム	(ACOSKIN) (5ml)	Apotek	3	1	1	16.00	16.00	5.33	0.44	
スキンクリーム	体・顔用(無香料、カーバマイドを含まないもの)	Apotek	1	50	500	60.00	6.00	6.00	0.50	
ヘアブラシ	プラスチック製	Åh	4	1	1	15.00	15.00	3.75	0.31	
散髪	7～10歳の小児シャンプー込み	美容院	1	4	1	265.00	1060.00	1060.00	88.33	
シャンプー	エコラベル付きシャンプー(無香料)	COOP Konsum	1	800	200	21.90	87.60	87.60	7.30	
クシ	プラスチック製1個	H&M Cosmetic	1	1	1	19.50	19.50	19.50	1.63	
ティッシュ	100枚、エコラベル付き	Hemköp	1	100	100	19.90	19.90	10.90	1.66	

商品サービス	説明	購入場所	使用数	必要数	パッケージ	価格/包	支出額	年間費用	月額費用
絆創膏	メートル、幅6mm、長さ1m	Apotek	1	50	100	25.00	12.50	12.50	1.04
絆創膏	プラスチック製、4サイズ、40枚入り	Apotek	1	20	40	26.00	13.00	13.00	1.08
日焼け止め	SPF25以上の日焼け止め	Apotek	1	200	125	98.00	156.80	156.80	13.07
歯ブラシ	やわらかめ、6本入り	Apotek	1	4	6	45.00	30.00	30.00	2.50
歯ブラシケース	プラスチック製	Kick's	6	1	1	20.00	20.00	3.33	0.28
歯磨き粉	フッ素入り	Apotek	1	600	75	14.50	116.00	116.00	9.67
石鹸	子ども用石鹸、エコラベル付き、ハードタイプ、約85g×2	COOP Konsum	1	600	170	11.90	42.00	42.00	3.50
石鹸受け皿	標準プラスチック製	Åh	6	1	1	20.00	20.00	3.33	0.28
タオル	バイル織り60度で洗濯可のもの約30cm×30cm	Baby	10	2	3	49.00	32.67	3.27	0.27

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例②（スウェーデン・その4）

3. 合理的な生活費の算出方法（続き）

（3）価格調査の概要

- 全国標準額に含まれる品目の金額は、スウェーデン消費者庁が実施した価格と消費の調査に基づいて決定されている。
- 製品の価格は、大部分がエレブルーと呼ばれる中規模の町で測定される。エレブルーは価格と製品の観点からスウェーデンで平均的であると評価されている。
- 価格設定にあたっては、国内のできるだけ多くの地域で入手できる品目を対象とすべきとされ、主に店舗として同様の品揃えと価格で全国展開している小売チェーンの価格測定が行われている。仮に、店舗で調査できない製品の価格（例：理髪、靴の修理、水泳、観劇など）については、スウェーデン国内の異なる規模と地理的特徴を持つ10の地域で価格に関する情報収集を行う。この調査の結果は、エレブルーで得られた報告との比較資料として使用される。
- なお、価格調査の方法として、衣類及び靴、余暇については、グループインタビューも実施されている。
- 価格調査の頻度は、当該製品が市場でどの程度急速に価格が変化するかに応じて品目ごとに異なっている。また、製品の選択や価格の測定に影響を与える大きな社会的変化がない場合、価格調査は行われず、その場合、直近の価格調査の結果と副次的な消費者物価指数と予測を使用して毎年再計算される。（※1）

（4）消費者庁による1か月当たりの合理的な生活費・2019年（クローナ）

●月当たり食費										
年齢	6-11か月	1歳	2-5歳	6-9歳	10-13歳	14-17歳	18-30歳	31-60歳	61-74歳	75歳以上
全て自炊	840	850	1,120	1,580	1,990	2,390	2,620	2,470	2,220	1,970
平日の昼食以外自炊	630	640	860	1,200	1,510	1,820	2,000	1,880	1,690	1,510
●月当たりその他生活費										
年齢	0歳	1-3歳	4-6歳	7-10歳	11-14歳	15-17歳	18-25歳	26-49歳	50-64歳	65歳以上
衣服及び靴	360	470	710	720	720	700	680	660	660	650
余暇	100	270	450	690	730	760	710	690	690	580
携帯電話	-	-	-	170	200	280	370	280	260	170
衛生費	500	640	140	170	250	370	490	490	480	480
若年層の保険料	150	150	150	160	170	180	-	-	-	-
上記計	1,110	1,530	1,450	1,910	2,070	2,290	2,250	2,120	2,080	1,880

●月当たり世帯生活費								
世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
日常消耗品		120	150	230	270	330	390	440
生活什器		610	700	870	960	1,060	1,180	1,270
通信費		1,150	1,200	1,210	1,210	1,220	1,330	1,380
住宅保険料	大都市(20万人~)	160	180	200	230	250	250	260
	中都市(5~20万人)	100	110	130	140	140	150	150
	小都市(5万人未満)	100	100	110	120	130	140	140
上記計	大都市(20万人~)	2,040	2,230	2,510	2,670	2,860	3,150	3,350
	中都市(5~20万人)	1,980	2,160	2,440	2,580	2,750	3,050	3,240
	小都市(5万人未満)	1,980	2,150	2,420	2,560	2,740	3,040	3,230

※1 直近では、2016年に全ての品目について価格調査が行われたほか、2019年には食費や子ども用の衣類及び履物、余暇に関する価格調査が行われている。なお、2019年の食費に関しては、エレブルーではなく、価格及び商品供給の両方が全国の平均を反映していると判断されたハルムスタードにおいて価格調査が実施された。

※2 OECD購買力平価により換算 1クローナ（スウェーデン）=12円（2019年）

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例③（チェコ・その1）

1. 制度概要

○ チェコにおいては、世帯が十分な収入を得られず、社会的および経済的状況が原因で世間一般に受け入れられる基本的な水準の生活必需品を得られない場合には、物質的ニーズ法に基づき、給付金やカウンセリングが提供されることとなる。（図表③-1）

<図表③-1 物質的ニーズ法の概要>

目的	対象者	給付の種類	
<ul style="list-style-type: none"> 最低生活水準を維持すること。 低所得者の社会的排除を回避すること。 生活に必要な財源などを確保するために、自ら積極的に行動する動機を与えること。 	<ul style="list-style-type: none"> 収入が、基本的ニーズを満たすには不十分であり、同時に（年齢、健康状態、家族の状況により）客観的に判断しても自ら所得額を増やすことができない。 不動産売却など、状況を改善するその他の手段や可能性がない。 	・生活扶助	当該世帯の収入から「合理的な住居費」（収入の最大30%、プラハでは35%）を差し引いた額が基準額に達しない場合に差額を給付。
		・住宅補足金	居住地の標準的な住宅費が高く、実際の住宅費が「合理的な住居費」を超える場合にその差額を給付。
		・特別緊急扶助	自然災害や火災等の緊急事態、耐久財の購入や修理、扶養児童の教育・余暇活動に関連して生じる正当な費用等がある場合に給付。

※生活扶助と住宅補足金は月ごとの給付、特別緊急扶助は単発の給付。

2. 生活扶助の給付水準

○ 物質的ニーズ法に基づく給付のうち生活扶助の基準額は、最低生活・最低生存基準法において以下の2つの基準が全国一律に定められている。

最低生活水準：自立した生活やその他の基本的かつ個人的ニーズを満たす最低水準。

最低生存水準：生存を可能にする最低水準。対象者に積極性を促す手段あるいは懲戒的手段として用いられる。（※1）

ただし、被扶養下にある子ども、68歳以上の者、老齢年金受給者及び第3度障害者には適用されない。

<図表③-2 最低生活水準・最低生存水準の基準額（コルナ）>

最低生活水準					最低生存水準			
対象者		2006年当時	2020年 3月31日まで	2020年 4月1日から	対象者	2006年当時	2020年 3月31日まで	2020年 4月1日から
単身者		3,126	3,410	3,860	1人当たり	2,020	2,200	2,490
複数 人世帯	大人1人目	2,880	3,140	3,550				
	大人2人目以降	2,600	2,830	3,200				
	被扶養下にある6歳未満の子ども	1,600	1,740	1,970				
	被扶養下にある6歳から15歳未満の子ども	1,960	2,140	2,420				
	被扶養下にある15歳から26歳未満の子ども	2,250	2,450	2,770				

（例）6人世帯（大人2人・6歳～15歳未満の子ども4人）の場合 ※2020年3月31日までの基準

・世帯の最低生活水準 = 3,140 + 2,830 + 2,140 × 4 = 14,530コルナ

・世帯収入 = 18,000コルナ

・住宅費 = 6,000コルナ

・世帯収入から住宅費を控除した金額 = 12,000コルナ ⇒生活扶助の給付額 14,530 - 12,000 = 2,530コルナ

※OECD購買力平価により換算 1コルナ（チェコ）=8.15円（2019年）

※1 以下の事例のように、申請者の積極性が見受けられない場合等に最低生存基準が適用される。

・社会的に不都合な状況を、申請者自ら解決しようとする努力が見受けられない場合

・申請者が、その扶養児童に係る生活維持費の支払いを3か月以上滞納した場合

・申請者が、過去6か月にわたる重要な義務違反を理由に解雇された場合

・個人が医療機関において丸1か月間治療を受けた場合

※2 2006年の物質的ニーズ法導入以降、2012年に基準改定が行われたほか、2020年には約13%の増額改定が行われた。

3. 2006年の最低生活水準・最低生存水準の算出方法

(1) 概要

- 最低生活水準・最低生存水準は、数年にわたる労働社会福祉研究所（チェコ労働社会福祉省傘下の研究機関）の研究結果及びその他専門家による議論を経て、物質的ニーズ法が制定された2006年に2つの異なる給付決定参考値として導入された。
- 基準額の改定時期や手順について法的規定はないものの、最低生活・最低生存基準法第9条第1項では、政府が最低生活水準および最低生存水準の上乗せ設定に関して責務を負うものとしている。同条において、消費者物価指数が5%以上上昇した場合は政府の規定条項に従って基準額を増額する可能性があるとしているが、これは義務規定ではなく実施は政府の任意による。
- 2006年の最低生活基準・最低生存基準は労働社会福祉研究所が2002年と2003年に出した報告書が基になっている。
- 報告書においては、栄養摂取及びその他の基本的な個人的ニーズにかかる最低支出基準が示されており、これを基に最低生活水準・最低生存水準が規定された。

(2) 2002年報告書の概要

①実際の消費に関する調査

- 2000年に行われた家計調査の統計分析を行い、条件の異なる6つの世帯をモデルとして実際の消費動向を確認している。これには下位10%の低所得世帯を対象として行った家計特別調査結果（2,333世帯）を基にチェコ統計局が作成した統計データが含まれている。
- 分析対象とした費目のうち、生活扶助より対応がなされる費目（住居以外）については、「栄養」と「その他の財・サービス」に区分して集計される。
- その集計においては、「アルコール飲料、たばこ」が除外されるほか、生活上必須と見なされない、あるいは高級品とみなされる商品・サービスに係る品目も除外された上で集計が行われている。

<モデルとした世帯>

- ・ 就労者で構成された世帯（子なし）
- ・ 就労者で構成された世帯（両親と子ども1人の核家族）
- ・ 就労者で構成された世帯（両親と子ども2人の核家族）
- ・ 就労者で構成された世帯（両親と子ども3人以上の核家族）
- ・ 就労者で構成された世帯（ひとり親と子どもたちの核家族）
- ・ 収入を得る者がいない年金受給者世帯

<分析対象とした支出費目>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・ 食料品、ノンアルコール飲料 | ・ アルコール飲料、たばこ |
| ・ 衣類、履物 | ・ 家具、家電、その修理代 |
| ・ 医療 | ・ 交通・移動費 |
| ・ 郵便・通信関連 | ・ 娯楽・文化 |
| ・ 教育 | ・ 外食 およびホテル利用など |
| ・ その他の商品およびサービス | ・ 住居 |

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例③（チェコ・その3）

3. 2006年の最低生活水準・最低生存水準の算出方法（続き）

②最低生活水準の算出

I 必要となる栄養摂取量を満たす食事にかかる費用の計算

- 必要となる栄養摂取量を満たす食事にかかる費用として、下記のような手順で算出が行われた。
 - ・医学的に推奨されている栄養量に基づき、年齢階級別に食事にかかる最小支出の決定。（図表③-3、4）
 - ・そこから世帯構成、人数及び年齢を考慮した世帯人員別の金銭支出額を算出し、更に必要栄養量の確保の一部が現物収入によって賄われる実態を踏まえた調整を実施（図表③-5・調整①）
 - ・低所得世帯の世帯人員数に応じた支出状況を踏まえた調整（図表③-5・調整②）

<図表③-3 必要となる栄養摂取量を満たす食事にかかる費用の計算（0歳から6歳までの子どもの例）>

食品群	消費量 (kg/年)	金額 (コルナ/年)	食品群	消費量 (kg/年)	金額 (コルナ/年)
牛肉	10.1	1314.11	豆類	3.7	108.56
仔牛肉	2.0	397.42	小麦粉、大麦、オーツ麦	16.1	122.00
豚肉	2.5	235.86	米	3.0	57.51
内臓	3.0	184.65	パン	12.0	169.56
鶏肉	6.5	365.73	ペストリー	13.4	705.37
食肉加工製品および缶詰肉	4.2	336.61	パスタ	3.0	80.19
魚および魚肉加工製品	2.4	269.05	野菜	44.5	886.54
牛乳-半脱脂乳	140.0	1976.80	野菜製品	12.0	340.44
チーズ	5.4	762.13	温帯地域産の生鮮果実	47.0	1560.68
サワーミルクおよびクヴァーク	7.0	375.24	トロピカルフルーツ	22.6	609.72
プリザーブドミルク	0.2	23.94	フルーツ製品	12.8	469.27
卵	90.0	247.50	ナッツ類	0.8	32.00
バター	1.0	89.66	イースト菌	0.2	14.47
ラード	1.0	53.69	乳幼児向けミルク（ミルク状のベビーフード）	2.8	492.87
植物油およびその他食用油	3.9	260.59	乳幼児向けシリアル	0.1	7.23
砂糖	10.8	237.06	乳幼児向けフルーツ	0.3	18.87
チョコレートを使わないお菓子、蜂蜜	4.0	554.70	ミネラルウォーター	25.4	190.75
ジャガイモ	38.5	326.72	ひとり当たり年間合計額 (コルナ)		13877.49
			ひとり当たり月間合計額 (コルナ)		1156.46

<図表③-4 各年齢区分別の最低食費額（コルナ）>

	0~6歳	7~10歳	11~14歳	15~18歳	就労年齢範囲内の女性	就労年齢範囲内の男性	女性の定年退職者	男性の定年退職者
年額	13877.49	16935.72	18239.90	19325.12	16649.44	17570.65	14906.85	14937.21
月額	1156.46	1411.31	1519.99	1610.43	1387.45	1464.22	1242.24	1244.77

<図表③-5 栄養所要量を満たす食料品に対する世帯人員数別の金銭支出額（コルナ）>

	世帯人員数				
	1人	2人	3人	4人	5人
調整①	1,384	2,760	4,102	5,445	6,788
調整②	1,384	2,436	2,726	3,515	4,221

<図表③-6 現金収入下位10%世帯の食料品支出額の平均に対応する金額（コルナ）>

	世帯人員数				
	1人	2人	3人	4人	5人
最低金銭支出	1,746	3,066	3,437	4,435	5,328
1人世帯を1とした時の比率	1.000	1.756	1.968	2.540	3.052

※1 調整①は図表③-4をベースに世帯人員数別の支出額に組み直し、その金額に現物所得を加味した補正係数(0.971)を掛けることで算出している

※2 調整②は、調整①の1人の金額(1,384)に図表③-6の「1人世帯を1とした時の比率」をかけて世帯人員数の金額を算出している。(下限)

なお、図表③-6の「最低金銭支出」についても、最低生活水準・最低生存水準の決定過程において考慮されている。(上限)

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例③（チェコ・その4）

3. 2006年の最低生活水準・最低生存水準の算出方法（続き）

II その他の財・サービスの支出の許容限界の計算

- その他の基本的かつ個人的需要に係る支出は、家計収支統計（チェコ統計局）に示されている様々な世帯タイプの消費に従って世帯人員数別の「上限値」「下限値」が決定された。なお、上限値・下限値については以下の説明がなされている。
 - ・ 上限値は「低所得世帯の支出を線形外挿することによって得た値で、現金収入下位10%の世帯の平均に対応するもの」
 - ・ 下限値は「専門家による評価（=上限値の90%を下回らない）や、「上限値」と「栄養所要量を満たす食料品の購入価格」との間の比率や、食料品およびその他の財・サービスの長期的な価格上昇率等をもとに算出されたもの」

<図表③-7 「経済的に活発な世帯主の家計」における他の財・サービスの最低金銭支出の上限値・下限値（コルナ）>

	世帯構成員数				
	1人	2人	3人	4人	5人以上
上限	1,483	2,715	3,054	4,067	4,347
下限	1,360	2,488	2,798	3,726	3,982

III 世帯人員別の上限額・下限額の整理

- I・IIを元に世帯人数別の上限額・下限額を算出（図表③-8）

<図表③-8 世帯人数別の金銭支出の上限値・下限値（コルナ）>

		世帯構成員数				
		1人	2人	3人	4人	5人
上限	食料	1,746	3,066	3,437	4,435	5,328
	その他	1,483	2,715	3,054	4,067	4,347
	合計	3,229	5,781	6,491	8,502	9,675
下限	食料	1,384	2,436	2,726	3,515	4,221
	その他	1,360	2,488	2,798	3,726	3,982
	合計	2,744	4,924	5,524	7,241	8,203

IV 個人単位の金銭支出の上限値・下限値への展開と最終調整

- 世帯構成員数1人を土台とし、家計調査の低所得世帯における支出の比率を掛け合わせて、個人単位の費用を算出。（図表③-9）
- その個人単位の費用の合計値が、世帯人数別の上限額・下限額（図表③-8）に近づくよう調整を行ったものが最終的に最低生活水準として採用される。

<図表③-9 世帯構成員別の金銭支出の上限値・下限値（コルナ）>

		成人1人目	成人2人目	0-5歳	6-9歳	10-14歳	15-24歳
		上限値	食料	1746	1627	1414	1729
	その他の財・サービス	1483	1446	934	1172	1038	1337
	合計	3229	3073	2348	2901	2889	3310
下限値	食料	1384	1290	1123	1370	1472	1564
	その他の財・サービス	1360	1326	857	1074	952	1224
	合計	2744	2616	1980	2444	2424	2788

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例③（チェコ・その5）

3. 2006年の最低生活水準・最低生存水準の算出方法（続き）

③最低生存水準の算出

最低生存水準についても、最低生活水準と同様に「食料」と「その他の財・サービス」の2つの要素で構成し、金額を算出している。

I 食料

- 成人の栄養摂取量の最低水準を満たす金額として、ひと月あたり1,426コルナとされた。

II その他の製品及びサービス

- 最低生活水準の下限値をベースに2通りの方法で算出されている。
- ひとつは最低生活水準に含まれる品目から基本的かつ最も必要とされる3項目に絞り込む方法であり、もう一つは、最低生活水準の下限値の5割としている。（図表③-10, 11）

<図表③-10 最低生活水準の費目を3項目に絞った場合の算出方法（コルナ）>

品目	最低生活水準の下限値 (食料を除く)		最低生存水準 (食料を除く)	
	金額	構成割合	金額	構成割合
衣類、靴	292	21.5%	292	54.8%
調度品, 家庭用機器	126	9.3%	0	0
健康維持関連商品	75	5.5%	75	14.1%
交通・移動手段関連費	207	15.2%	0	0
郵便および通信	186	13.7%	0	0
娯楽、文化的活動、スポーツ	292	21.5%	0	0
教育費	9	0.7%	0	0
その他商品およびサービス	166	12.2%	166	31.1%
非消耗品	8	0.6%	0	0
合計	1,361	100.0%	533	100.0%

<図表③-11 最低生存水準の算出結果（コルナ）>

	「その他の財・サービス」 の金額	「食料」との合計 金額
費目を3項目に絞った場合	533 (39.2%)	1,959
最低生活水準の下限値の5割とする場合	680 (50.0%)	2,106
(参考：最低生活水準の下限値)	1,361 (100.0%)	—

※上記の2通りの合計金額のおよそ中間値が最低生存水準として採用されている。

※ OECD購買力平価により換算 1コルナ（チェコ）=8.15円（2019年）

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例④（韓国・その1）

1. 制度概要

- 低所得者を対象とした給付は国民基礎生活保障法に基づく「国民基礎生活保障事業」として実施され、生計給付、住居給付、医療給付、教育給付、出産給付、葬祭給付、自活給付の7種類からなる。
- 国民基礎生活保障法は、生活が難しい人に対して必要な給付を実施し、その最低生活を保障し、自活を助けることを目的としている。また、これによる給付は、受給者が自身の生活の維持・向上のために、その所得、財産、勤労能力等を活用し最大限の努力をすることを前提に、これを補充・発展させることを基本原則としているほか、健康で文化的な最低生活を維持できるものでなければならないとされている。
- 2000年10月に施行された国民生活基礎保障法においては、最低生計費の算定方法は「全物量（マーケットバスケット）方式」が採用され、1999年・2004年・2007年・2010年・2013年に計測調査が行われた。
- 全物量方式に対しては、導入以前より、計測する研究者の志向する価値と恣意性が介在することが指摘されており、2014年の法改正を経て、相対貧困概念に基づく基準中位所得と、個別給付体系（最低給付水準を超えると、生計給付・医療給付・住宅給付・教育給付等の全ての給付対象外となる制度からの脱却）が導入されている。

2. 給付水準【全物量方式を採用していた2013年当時】

- 全物量方式を採用していた2013年当時の国民基礎生活保障法では、国民の所得、支出水準と受給権者の生活類型等の生活実態、物価上昇率等を考慮して最低生計費を決定することとされており、毎年9月までに中央生活保障委員会の審議・議決を経て、保健福祉部長官が次年度の最低生計費を公表することとされていた。
- なお、最低生計費から他法他施策による支援額を差し引いた金額が「現金給付基準」として併せて規定され、生計給付受給者は現金給付基準から所得認定額を除外した金額を生計給付・住宅給付として支給される。（※1, 2）

図表④－1 2013年の計測結果に基づき保健福祉部告示により規定された2014年最低生計費・現金給付基準

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
最低生計費	603,403	1,027,417	1,329,118	1,630,820	1,932,522	2,234,223	2,535,925
現金給付基準	488,063	831,026	1,075,058	1,319,089	1,563,120	1,807,152	2,051,183

※1 2014年の告示においては、最低生計費の約80.9%が現金給付基準となっている。なお、他法他施策による支援額を構成するものとして、下記のものが列挙されている。

- ・給食費
- ・最低教育費
- ・テレビ受信料
- ・住民税
- ・国民年金保険料
- ・インターネット使用料金の30%
- ・光熱水道費のうち電気料
- ・ゴミ袋
- ・有線・無線電話料金支援分
- ・保健医療サービスの一部
- ・健康保険保険料

※2 生計給付・住宅給付以外の各給付については、該当世帯員がいる場合に別途支給される。

※3 OECD購買力平価により換算 1ウォン（韓国）=0.11円（2019年）

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例④（韓国・その2）

3. 最低生計費の算定方法【全物量方式を採用していた2013年当時】

(1) 概要

- 政府による最低生計費の公表にあたっては、国の研究機関である韓国保健社会研究院が中立的な立場から一次的な計測を行った上で、中央生活保障委員会の審議・議決を経ることとされている。
- 全物量方式による最低生計費は、韓国保健社会研究院において、社会で肉体的または文化・精神的に生きていくのに必要な項目を設定し、これを土台に使用量、耐用年数、価格を決定して計測される。（※1）
- 2013年に計測された最低生計費の費目は、食料品費、住居費、光熱・水道費、家具什器・家事用品費、被服費・履物費、保健医療費、教育費、教養・娯楽費、交通・通信費、その他の消費支出、非消費支出となっている。
- なお、マーケットバスケットの検討の第一段階として標準世帯の設定や地域区分のあり方について検討が行われた結果、2013年の計測では、標準世帯は4人世帯（父42歳、母39歳、子12歳（男）、子10歳（女））、地域区分は大都市・中小都市・農漁村の3区分とされた。

- また、最低生計費の計測にあたっては、韓国保健社会研究院において以下の3種類の調査が実施された。

①地域区分と地域別住居費算出のための最低住居費調査

②「2011年国民生活実態調査」の一次調査（基礎調査・深層実態調査）

基礎調査：国民の生活実態を通じて、必需品にあたるか否かやその使用量、主観的最低生計費や相対的最低生計費を把握するために実施。主な調査内容は、世帯構成および世帯員特性等の世帯の一般現況、費目別支出と所得、資産、主観的最低生計費等の生活実態。約550の調査区が抽出され、22,000世帯を目標標本に設定し、このうち約75%にあたる16,500世帯について訪問調査を実施。

深層実態調査：4人世帯を標準世帯としている点を考慮しつつ、下位40%の低所得層4人世帯から目標標本数2,500世帯が設定され、うち41.2%にあたる1,031世帯について、外食頻度、光熱水道費の使用実態、耐久財の消費実態、医療費の実態等について調査が行われた。

③「2011年国民生活実態調査」の二次調査（市場価格調査・世帯類型別調査）

市場価格調査：統計庁で公的に発表される価格が無い、あるいは十分でない品目に関する価格の把握のために実施。二次調査を実施する地域の市場を調査対象とし、調査品目の質は中から低のものとされた。

世帯類型別調査：障害の種類・等級別の障害者世帯(803世帯)、高齢者世帯(336世帯)、ひとり親世帯(187世帯)等として標本抽出された1,500世帯を対象とした面接調査方式により実施。

※1 2015年7月施行の制度改正により、最低保障水準は全物量方式による最低生計費による設定から、中位所得を基準とした設定に転換されているが、転換後の現在にあっても、「保健福祉部長官は、受給権者、受給者および次上位階層等の規模・生活実態の把握、最低生計費の計測等のために、3年ごとに実態調査を実施・公表しなければならない」とされており（国民基礎生活保障法第20条の2第4項）、最低生計費の計測は継続実施されている。

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例④（韓国・その3）

3. 最低生計費の算定方法【全物量方式を採用していた2013年当時】（続き）

（2）韓国保健社会研究院による最低生計費の計測方法（2013年）

○ 2013年に韓国保健社会研究院において実施された最低生計費の計測では、各費目ごとに品目や価格などが決定されている。

	品目	量・耐用年数	価格
食料品費	<p>2013年度の最低食料品費の計測は、標準世帯の年齢、性別を考慮して栄養摂取基準を設定した上で、一般的に韓国人が多く消費する食料品を基準にマーケットバスケットを設定。最低食料品の構成は以下のとおり。</p> <p>最低食料品費＝家庭食費用＋外食費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭食費用＝外食がない場合の家庭食費用－世帯主の昼食費－家族単位の外食－学生の給食費用－親戚訪問や合宿等による節減費用 ・外食費用＝世帯主の昼食費＋家族単位の外食＋学生の給食費用 		
家庭食費用	<ul style="list-style-type: none"> ・『家計動向調査（2012）』（※1）の対象世帯のうち、所得下位40%以下の4人世帯の品目細分類別支出額を算定し、各品目が中分類の全体支出額で占める比率を求めた。その結果、食料品中分類において支出比率が0.5%未満である食料品目を除き、残りの品目を選定。 ・次に、選定した品目について『国民生活実態調査』を用いて同一方式で得た比率との調整を通じて品目を外す過程を経て最終的なマーケットバスケット品目を決定。分析の結果、2010年度の品目とほぼ類似したため、2010年の品目が維持された。 	<p>選定された各品目の購入量を次の3段階で決定。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①『韓国人栄養摂取基準』に示されている活動強度別・年齢別・性別のカロリーと栄養勧奨量を充足できるように摂取量を決定。ただし、最低食料品という点を考慮し似ている栄養素をもつ食品群内で可能な安い品目をより多く消費すると設定された。 ②食料品が洗浄・加工・調理の過程で皮・骨・水分などが損失されるため、廃棄率を踏まえて購入量を調整。 ③上記の結果と『家計動向調査（2012）』の消費実態を折衷し最終的な購入量を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・統計庁『消費者物価指数』の中で食料品費に該当する項目の物価変動率、農水産食品流通公社の「農産物の価格情報」、インターネット資料の市場価格、『国民生活実態調査（市場価格調査）』を用いて決定。
外食費用	<ul style="list-style-type: none"> ・外食費は、世帯単位の外食と世帯員の規則的な外食費（世帯主の昼食および学生の給食）に分けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯単位の外食頻度は、世帯員の誕生日を考慮し年間4回に設定。 ・世帯主の昼食については、世帯主の職業は賃金勤労者、勤務日は週5日と仮定して算出。 ・学生の給食費については、標準世帯の子供2名とも初等学校（4・6年生）であるため給食とし、回数は授業日数を考慮して設定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯単位の外食単価は『国民生活実態調査（深層調査）』において平均が52,000ウォン、最頻値と中位値が50,000ウォンであったが、最低食料品費という点と2010年外食単価が24,000であった点を考慮し40,000ウォンに決定。 ・世帯主の昼食価格は『国民生活実態調査（深層調査）』の最頻値である1食あたり4,000ウォンに決定。 ・学生の給食費については、教育部局が把握する学生1人当たり給食費を適用。

※1 家計動向調査は統計庁が実施する調査であり、標本世帯（2012年調査においては約8,700世帯）の収入・支出を調査している。

※2 OECD購買力平価により換算 1ウォン（韓国）＝0.11円（2019年）

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例④（韓国・その4）

3. 最低生計費の算定方法【全物量方式を採用していた2013年当時】（続き）

	品目	量・耐用年数	価格
住居費	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通部が公告した最低住居基準（※1）を土台とし、最小限の費用を算出。 ・居住地域は、大都市、中小都市、農漁村に区分。占有携帯は、持ち家を除外して伝賃、月賃に居住する賃借世帯とした。 （※2、3） ・最低住居費の構成 ＝賃貸料（伝賃の転嫁賃貸料・月賃の賃貸料）＋保有費用（管理費、復旧費、引越費等） 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・『国民生活実態調査（市場価格調査）』による、最低住居基準を満たす住宅の地域別の伝賃・月賃の平均値を用いて決定。
水道・光熱費	<ul style="list-style-type: none"> ・統計庁の分類に準じ電気料金、上・下水道料金、燃料費（暖房・炊事費）により構成。 ・電気と上・下水道は全国的に使用されているためそのまま必需品に選定し、燃料費はアパートの炊事および暖房燃料の使用実態を基に、地域に関係なく最も多く使用されている都市ガスが選定された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年最低生計費における光熱・水道費の使用量を土台とし、直近10年～20年の使用量の変化を踏まえて増加率を算出して決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体によって料金が異なるため、大都市・中小都市・農漁村別に自治体の人口数を反映した人口加重平均値を算出した上で、地域別の価格を決定。
家具什器・家事用品費	<ul style="list-style-type: none"> ・『家計動向調査（2012）』の品目別所得弾力性を利用し、弾力性が0.5以下の品目を選定。 ・さらに、『国民生活実態調査（基礎調査）』及び各種統計資料に客観的に示された品目別保有率および必需品認識程度などを考慮して必需品目を追加。耐久材については、保有比率が67%以上は必需品と判断した。 ・その他、実態調査における保有状況、支出頻度、金額、家計支出で占めている比率等の品目の性格を参考に必需品を選定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用量については、下記の基準を設定した上で決定。 ①世帯員全員が使用できるものは1個（冷蔵庫など） ②部屋ごとに必要なものは住居モデル上の部屋の数である3個（電球など） ③世帯員の人数分だけ必要なものは4個（枕など） ④成人の人数分だけ必要なものは2個（印鑑など） ⑤学生の数ほど必要なものは2個（机など） ⑥来客時に必要な器の種類は世帯員数の2～3倍 ⑦その他の品目は実態調査の代表値（最頻値、中位値、平均値）を用いる。 ・耐用年数については、『国民生活実態調査』（深層調査）の代表値（最頻値、中位値、平均値）を用いて個別品目の耐用年数を決定。その際、現在使用できる物も流行の変化、消費心理等により買い換えることを踏まえ、実態調査の結果よりも耐用年数を長く決定している。 ・また、その他にも法人税法等に規定される物品耐用年数が参考とされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低生計費であることを考慮し品質が中・下の物品を基準に、統計庁『消費者物価指数』の変化を反映し決定。 ・物価指数の変化を反映できない場合には、『国民生活実態調査』（市場価格調査・深層調査）の代表値（最頻値、中央値、平均値）を用い決定。

※1 最低住居基準とは、最小限の居住面積、設備、構造・基準・環境要件を備えた住宅。最小限の居住面積は例えば単身世帯は1K14㎡、夫婦2人世帯は3DK43㎡とされている。

※2 伝賃（チョンセ）とは、借家のうち、入居時に借主が多額の保証金を支払い、貸主が保証金を運用して収入を得る方式のものをいう。月々の家賃は生じない。

※3 月賃（ウォルセ）とは、借家のうち、毎月家賃を支払う方式のものをいう。

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例④（韓国・その5）

3. 最低生計費の算定方法【全物量方式を採用していた2013年当時】（続き）

	品目	量・耐用年数	価格
被服・履物費	<ul style="list-style-type: none"> 『家計動向調査（2012）』の品目別の所得弾力性が0.5以下であるか、または『国民生活実態調査』（深層調査）の保有状況が67%以上の品目を必需品に選定。 それ以外に実態調査の保有状況、支出頻度、金額、家計支出において占める比率等の品目の性格を参考に必需品を選定した。 また、身体保護、適正体温維持、保健衛生のために必要な品目（冬用の下着など）や、学校生活に必要な品目（上履きなど）は、専門家の判断に基づき規範的な側面で必要であると判断され、必需品に選定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用量については、世帯員ごとに1点、下着の場合は洗濯を考慮し2点を基本とした。 耐用年数については、基本的には家具什器・家事用品費と同様の手法により決定。 ただし、子どもの下着類などは身体発育も考慮している。 	（家具什器・家事用品費と同様）
保健医療費	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療費に含まれる品目は以下のとおり。 $\text{保健医療費} = \text{保健医療サービス費} + \text{医薬品費} + \text{保健医療用品費} + \text{未充足ニーズ}$ <ul style="list-style-type: none"> 保健医療サービス費：入院診療費＋外来診療費＋処方箋医薬品代 医薬品費：非処方箋医薬品代 保健医療用品費：眼鏡＋生理用ナプキン 特に低所得層の場合、認知されているが実際には表出されていない未充足ニーズや認知されていないニーズも存在しうることを踏まえ、未充足ニーズが含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療サービス費・医薬品費・未充足ニーズは低所得世帯の月平均費用を用いるため、使用量は1単位、耐用年数は1ヶ月に固定。 保健医療用品費は『国民生活実態調査』を活用して、2010年の使用量と耐用年数を調整。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療サービス費・医薬品費・未充足ニーズは、所得下位40%以下の4人世帯の平均的保健医療費支出額を算出し価格に用いた。 平均価格を算出するにあたり、医療ニーズが著しく異なる特性を持つ世帯を除いている。
教育費	<ul style="list-style-type: none"> 最低教育費を「社会構成員としての自己を実現し、通常的生活を行うことができるレベルの教育に支出すべき最低限の費用」と定義。 標準世帯構成に応じて小学生児童2人を対象にマーケットバスケットを構成し、公的教育を原則にしながら最低レベルの民間教育に対する支出も含めている。 なお芸術・体育と学習塾代・課外教育費等は除外されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 2010年の最低教育費に含まれた品目を基準とし、『国民生活実態調査』や各種統計資料における品目別使用実態等を反映して使用量及び耐用年数を調整。 	<ul style="list-style-type: none"> 統計庁物価指数の変化を反映して価格を調整。 『国民生活実態調査（市場価格調査）』等の結果がある品目については、これを利用して補完している。 また、教育費については公平性を考慮して地域による価格差を設けていない。
教養・娯楽費（※）	<ul style="list-style-type: none"> 『国民生活実態調査』および各種統計資料を活用し必需品を選定した。 2010年の最低教養娯楽費に比して、有線放送と児童用CDが追加され、ビデオ、ビデオテープのレンタル、フィルムなどの3品目が、デジタルTVやデジタルカメラに統合調整される形で除外された。 	<ul style="list-style-type: none"> 2010年の使用量および耐用年数に基づき、『国民生活実態調査』その他の統計に示された客観的な資料に基づき調整した。 耐用年数を調整した品目はないが、使用量については実態変化を反映して4品目を引き上げた。例えば、映画観覧（成人/児童）は各々年間1回から2回に、旅行及び文化施設の観覧は年間2回から4回に引き上げた。 	<ul style="list-style-type: none"> 2010年最低生計費の価格を基礎とし、統計庁の物価指数の変化を反映して価格を調整した。 また、これを補完するため、市場価格調査及び「国民生活実態調査（深層調査）」の結果がある品目については、この結果も反映した。

※ 最低教養娯楽水準は国民の肉体的・精神的健康のために普遍的に認められる必需的な消費形態と最近の余暇および文化産業の発展、文化商品に対する欲求の一般的な増加傾向を反映して設定されるべきとされた。

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例④（韓国・その6）

3. 最低生計費の算定方法【全物量方式を採用していた2013年当時】（続き）

品目	量・耐用年数	価格
交通・通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年の使用量・耐用年数を基準とし、『国民生活実態調査』や各種統計資料における品目別使用実態等を反映して使用量及び耐用年数を調整。 ・ 例えば、家長の市内バス通勤費は、労働基準法改正の影響を踏まえて勤務日数を週5日に調整した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定電話、携帯電話及びインターネット等の基本料金は、価格が統一されている場合それを適用し、複数の事業者が異なる価格を設定している場合は最低価格を適用。 ・ 交通費については、市内バスは全国一律1,092ウォン、タクシー料金は全国一律5,342ウォンを適用。
その他消費支出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『国民生活実態調査』を参照し、実態に変化がない場合は2010年水準を維持することを原則とした。 ・ ただし、現実と比較して著しく少なく見積もられている場合は、実態調査及び既存の研究の範囲内で調整を行った。 ・ また、慶弔費等の雑費は『国民生活実態調査』の代表値（最頻値、中央値、平均値）を踏まえて決定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中級又は下級品を基準にし、消費者物価指数の品目別指数を適用して算定。 ・ 消費者物価指数にない品目については、『国民生活実態調査』の結果と専門家の意見を参考に決定。
非消費支出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律に基づき納付が義務づけられる最小限の税と社会保障負担金により構成される。 ・ 租税には勤労所得税、均等分住民税、財産税を含み、社会保障負担金には国民年金、健康保険、雇用保険を含んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各法令に基づき価格を決定。 ・ 所得水準は最低賃金を適用している。

マーケットバスケット方式による最低生活費の算出事例④（韓国・その7）

3. 最低生計費の算定方法【全物量方式を採用していた2013年当時】（続き）

（3）2013年地域別・費目別の最低生計費の計測結果

- 2013年における韓国保健社会研究院の最低生計費の計測結果（標準世帯）は図表④-2のとおり。
- 韓国保健社会研究院が計測した最低生計費は、中央生活保障委員会の審議・議決を経て最終的に政府により公表される過程を経ているが、その過程において、研究院案と政府が公表する最低生計費との間には多少の差異が生じている。（図表④-3）

＜図表④-2 2013年地域別・費目別の標準世帯の最低生計費の計測結果（韓国保健社会研究院）＞（単位：ウォン）

区分	大都市		中小都市		農漁村	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
食料品費	608,963	34.7	608,963	37.1	608,963	40.2
住居費	415,403	23.7	307,283	18.7	193,713	12.8
水道光熱費	118,714	6.8	114,461	7.0	102,915	6.8
家具什器費	46,575	2.7	46,267	2.8	45,993	3.0
被覆・履物費	62,246	3.5	62,246	3.8	62,246	4.1
保健医療費	68,636	3.9	68,636	4.2	68,636	4.5
教育費	74,020	4.2	74,020	4.5	74,020	4.9
教養娯楽費	35,418	2.0	35,418	2.2	35,418	2.3
交通通信費	152,464	8.7	151,144	9.2	150,044	9.9
その他の消費支出	90,237	5.1	90,237	5.5	90,237	6.0
非消費支出費	83,571	4.8	83,498	5.1	83,516	5.5
合計	1,756,247	100.0	1,642,173	100.0	1,515,701	100.0

＜図表④-3 2013年地域別・世帯人員別の最低生計費（韓国保健社会研究院の計測結果と保健福祉部告示の比較）＞（単位：ウォン）

	地域	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
韓国保健社会研究院の計測結果	大都市	703,851	1,111,810	1,452,715	1,756,247	2,034,718	2,294,730	2,294,730
	中小都市	658,134	1,039,594	1,358,356	1,642,173	1,902,556	2,145,680	2,145,680
	農漁村	607,447	959,530	1,253,742	1,515,701	1,756,031	1,980,430	1,980,430
保健福祉部告示に定める最低生計費	全国	603,403	1,027,417	1,329,118	1,630,820	1,932,522	2,234,223	2,535,925

※一部の金額は図表4-①を再掲。

※ OECD購買力平価により換算 1ウォン（韓国）=0.11円（2019年）